

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	------------------	-----	-----

		円		円
各連結法人における 試験研究費の額	1		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1) - (3)	4
平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	2		平均売上金額の10% 相当額を超える試験 研究費の額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)	5
平均売上金額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3		平均売上金額の10%相当額 を超える試験研究費の額に 係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「12」) $\times \frac{(4)}{(5)}$	6

別表六の二（六） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。